

弁護士費用

*以下の費用はいずれも税別です。

*法律相談料は、個別の定めがない限り、個人については、初回30分無料、それ以降30分5000円、法人については、30分8000円とします。但し、当事務所と顧問契約を締結している場合は顧問契約に従いますし、また個別の定めがある場合はそれに従います。

1 一般民事事件

民事家事事件で経済的利益を基準に弁護士報酬を決定する場合

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	8%	16%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
金3億円以上の場合	2%+369万円	4%+738万円

- ・ 着手金の最低額は10万円とします。
- ・ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。

2 離婚事件

(1) 法律相談料 初回30分無料、それ以降30分5000円

(2) バックアッププラン 3ヵ月5万円（月30分×5回まで）、1ヶ月延長毎に1万5000円

バックアッププランとは、ご本人様が離婚協議・調停・訴訟を行うのを、弁護士が継続的にアドバイスをすることで、サポートするというプランです。弁護士に代理人となってもらうまでも無いが、法的アドバイスを受けたいという方向けのプランです。かかるプランでは、1ヶ月につき30分×5回までの相談を受けることが可能です。

(3) 離婚協議書作成料 10～20万円

(4) 離婚協議代理 着25万 報25万+経済的利益の10%

- ・ 但し親権について争いがある場合には、着手金及び報酬金はそれぞれ5万円を加算します。
- ・ 離婚が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・ 経済的利益については以下の表をご参照下さい。なお、養育費を得られる期間が2年に満たない場合は、協議により、経済的利益の額を以下の表より減額します。

項目	請求する側	請求された側
財産分与	得られた金額	相手方の請求から減額された金額

養育費	2年分の合計額	相手方の請求から減額された金額の2年分の合計額
慰謝料・解決金	得られた金額	相手方の請求から減額された金額

- (5) 離婚調停代理 着30万 報30万+経済的利益の10%
- ・但し親権について争いがある場合には、着手金及び報酬金はそれぞれ5万円を加算します。
 - ・離婚協議の代理から引き続き受任する場合は、離婚協議の報酬金は発生しませんが、離婚調停の代理の着手金は10万円となります。
 - ・離婚が成立した場合に報酬金が発生します。
 - ・経済的利益については上記の表のとおりです。
 - ・調停の期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき1万円をいただきます。

- (6) 離婚訴訟代理 着35万 報40万+経済的利益の10%
- ・但し親権について争いがある場合には、着手金及び報酬金はそれぞれ5万円を加算します。
 - ・離婚調停の代理から引き続き受任する場合は、離婚調停の代理としての報酬金は発生しませんが、離婚訴訟の代理の着手金は10万円となります。
 - ・離婚が成立した場合に報酬金が発生します。
 - ・期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき1万円をいただきます
 - ・経済的利益については上記の表のとおりです。

- (7) 婚姻費用調停（審判）代理 着25万 報15万+経済的利益の10%
- ・但し離婚協議代理，離婚調停代理，離婚訴訟代理とともに婚姻費用調停（審判）を申立てる場合は、着10万 報10万+経済的利益の10%となります。
 - ・婚姻費用調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。
 - ・経済的利益については以下の表をご参照下さい。なお、婚姻費用を得られる期間が2年に満たない場合は、協議により、経済的利益の額を以下の表より減額します。

項目	請求する側	請求された側
婚姻費用	2年分の合計額	相手方の請求から減額された金額の2年分の合計額

- ・調停と審判の期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき1万円をいただきます。
- ・調停が不成立となり当然審判に移行しても弁護士費用は追加となりません。

- (8) 養育費調停（審判）代理 着25万 報15万+経済的利益の10%
- ・養育費調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。
 - ・経済的利益については以下の表をご参照下さい。なお、養育費を得られる期間が2年に満たない場合は、協議により、経済的利益の額を以下の表より減額します。

項目	請求する側	請求された側
養育費	2年分の合計額	相手方の請求から減額された金額の2年分の合計額

- ・調停と審判の期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき1万円をいただきます。
 - ・調停が不成立となり当然審判に移行しても弁護士費用は追加となりません。
- (9) 面会交流調停（審判）代理 着25万 報25万
- ・但し離婚協議代理、離婚調停代理とともに面会交流調停（審判）を申立てる場合は、着10万 報10万となります。
 - ・面会交流調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。
- (10) アフターフォロープラン
- ア 子の氏の変更申立て 子1人3万円（2人目以上は1人1万5000円）
- イ 年金分割の手続代行 3万円
- (11) 不貞の相手方に対する慰謝料請求 民事家事事件で経済的利益を基準に弁護士報酬を決定する場合の弁護士費用参照

3 交通事故（仮）

- (1) 法律相談料 初回30分無料、それ以降30分5000円
- (2) 示談交渉・調停・訴訟代理

着手金	0円	
報酬金	示談金の提示がなされている場合	増加額の20%
	示談金の提示がなされていない場合	20万円+回収額の10%

- ・但し、加害者が無保険である等、保険会社による支払が確保されないケースでは、別途着手金を頂戴する場合がございます。
 - ・但し、事案の難易や事件解決までの期間を考慮して、報酬金につきましては、民事家事事件で経済的利益を基準に弁護士報酬を決定する場合の弁護士費用をご提示する場合がございます。
- (3) 弁護士費用特約が付いている場合（保険限度額を超えない限り）0円
- ・ご加入されている任意保険に弁護士費用特約が付いている場合には、保険限度額を上回らない限り、弁護士費用は無料です。ご加入の保険会社が弁護士費用を負担するからです。当事務所は、各種保険会社の特約に対応しておりますので、お気軽にご相談下さい。

4 相続

- (1) 法律相談料 初回30分無料、それ以降30分5000円
- (2) 遺言書作成 自筆証書遺言10万円～、公正証書遺言15万円～
- (3) 遺言書検認申立 10万円
- (4) 遺言執行
- ア 基本

被相続人の財産が300万円以下の場合	30万円
被相続人の財産が300万円を超え3000万円以下の場合	2%+30万円
被相続人の財産が3000万円を超え3億円以下の場合	1%+60万円
被相続人の財産が3億円を超える場合	0.5%+220万円

イ 特に複雑又は特種な事情がある場合

弁護士と受遺者との協議により定める額とします。

ウ 遺言執行に裁判手続を要する場合

上記遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する費用を含みます。

(5) 相続サポートプラン

ア 相続人の調査 5万円～

イ 相続財産の調査 5万円～

(6) 遺産分割

ア 遺産分割協議書作成 10万円～

イ 遺産分割協議代理

着手金	20万	
報酬金	取得した遺産が300万円以下の場合	取得した遺産の10%
	取得した遺産が300万円を超え3000万円以下の場合	取得した遺産の5%+25万円
	取得した遺産が3000万円を超え3億円以下の場合	取得した遺産の2%+105万円
	取得した遺産が3億円を超える場合	取得した遺産の1%+500万円

・協議が成立した場合に報酬金が発生します。

ウ 遺産分割調停（審判）代理

着手金	25万	
報酬金	取得した遺産が300万円以下の場合	取得した遺産の10%
	取得した遺産が300万円を超え3000万円以下の場合	取得した遺産の5%+25万円
	取得した遺産が3000万円を超え3億円以下の場合	取得した遺産の2%+105万円
	取得した遺産が3億円を超える場合	取得した遺産の1%+500万円

・調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。

・遺産分割協議代理から引き続き受任する場合は、遺産分割協議代理としての報酬金は発生しませんが、遺産分割調停（審判）代理の着手金は10万円となります。

・期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき1万円をいただきます

(7) 遺留分減殺請求

ア 遺留分減殺請求調停（審判）代理

着手金	25万	
報酬金	対象となる遺留分の時価相当額が300万円以下の場合	対象となる遺留分の時価相当額の10%
	対象となる遺留分の時価相当額が300万円を超え3000万円以下の場合	対象となる遺留分の時価相当額の5%+25万円
	対象となる遺留分の時価相当額が3000万円を超え3億万円以下の場合	対象となる遺留分の時価相当額の2%+105万円
	対象となる遺留分の時価相当額が3億円を超える場合	対象となる遺留分の時価相当額の1%+500万円

- ・調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき1万円をいただきます

イ 遺留分減殺請求訴訟代理

着手金	35万	
報酬金	対象となる遺留分の時価相当額が300万円以下の場合	対象となる遺留分の時価相当額の10%
	対象となる遺留分の時価相当額が300万円を超え3000万円以下の場合	対象となる遺留分の時価相当額の5%+25万円
	対象となる遺留分の時価相当額が3000万円を超え3億万円以下の場合	対象となる遺留分の時価相当額の2%+105万円
	対象となる遺留分の時価相当額が3億円を超える場合	対象となる遺留分の時価相当額の1%+500万円

- ・遺留分請求が認められた場合又は遺留分請求額を減額させた場合に報酬金が発生します。
- ・遺留分減殺調停（審判）代理から引き続き受任する場合は、遺留分減殺請求調停（審判）代理としての報酬金は発生しませんが、遺留分減殺請求代理の着手金は10万円となります。
- ・期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき1万円をいただきます

(8) 相続放棄

ア 相続放棄申立 15万～

イ 期間延長申立 10万

(9) 限定承認申立 15万～

(10) 遺言無効の訴え 民事家事事件で経済的利益を基準に弁護士報酬を決定する場合の弁護士費用に準じます。

(11) 成年後見・保佐・補助申立 20万～

(12) 任意後見人・財産管理 月額1～10万

- ・不動産の処分や委任事務処理のため裁判手続等を要した場合は月額報酬とは別に弁護士報酬が必要となります。
- (13) 預金を使い込んだ相続人に対する損害賠償請求 民事家事事件で経済的利益を基準に弁護士報酬を決定する場合の弁護士費用を参照して下さい。

5 債務整理

- (1) 法律相談 初回30分無料, それ以降30分5000円
- (2) 債務整理
 - ア 個人 着2万×債権者数(最低10万円) 報2万×債権者数+減額分10%+過払いによる回収額20%
 - ・但し, 債権者が商工ローンであるときは1社あたり5万円とします。
 - ・但し, 過払いによる回収が訴訟による場合は回収額25%とします。
 - イ 法人 応相談
- (3) 過払い請求
 - ア 交渉による場合 回収額20%
 - イ 訴訟による場合 回収額25%
- (4) 自己破産
 - ア 個人
 - (ア) 同時廃止 25万～
 - (イ) 少額管財 35万～
 - イ 法人 60万～
 - ・過払い金の回収報酬は上記(3)に従い別途ご負担いただきます。
 - ・事務費・裁判所が指定する予納金が別途必要になります。
- (5) 個人再生
 - ア 住宅資金特別条項がない場合 35万～
 - イ 住宅資金特別条項がある場合 50万～
 - ・過払い金の回収報酬は上記(3)に従い別途ご負担いただきます。
 - ・事務費・裁判所が指定する予納金が別途必要になります。
- (6) 民事再生 200万～
 - ・過払い金の回収報酬は上記(3)に従い別途ご負担いただきます。
 - ・事務費・裁判所が指定する予納金が別途必要になります。

6 企業法務

- (1) 法律相談 30分8000円
- (2) 契約書のチェック 5万円～
契約書の枚数, 契約内容如何により決まります。
- (3) 契約書の作成 10万円～
契約書の枚数, 契約内容如何により決まります。

(4) 顧問契約

別紙「顧問契約プラン」参照

7 刑事事件

(1) 法律相談料 初回30分無料, それ以降30分5000円

(2) 裁判員裁判対象外事件

ア 被疑者弁護 着20万～ 報30万～

イ 被告人弁護 着30万～ 報30万～

・事案が簡明か否かにより決まります。

(3) 裁判員裁判対象事件 応相談

(4) 少年事件 着20万～ 報30万～

(5) 再審請求事件 応相談

(6) 保釈・勾留の執行停止・準抗告・勾留理由開示の申立 着5万～ 報10万～

(7) 告訴・告発手続 着25万～ 報25万～

(8) 加害者との示談金交渉 応相談